

広島県告示第百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年二月二十二日

庄島縣知事 湯嶋英彥

| | | 区域の名称 | | 土砂災害警戒区域 | 所在地 |
|----------------|---------------|---------------------|-------|---------------------|---------------------------|
| | | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 広島県呉市音戸町畠一丁目及び同市音戸町畠三丁目地内 |
| | | 表区域の示す | | 表区域の示す | 表区域の示す |
| 畠三丁目(四 九九五) | 畠一丁目(六 六三) | 崩壊 | 急傾斜地の | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | |
| 次の図のとおり | 次の図のとおり | | | 表区域の示す | |
| 畠三丁目(四 九九五) | 畠一丁目(六 六三) | | | 区域の名称 | |
| 崩壊 | 急傾斜地の | 崩壊 | 急傾斜地の | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | |
| 次の図のとおり | 次の図のとおり | | | 表区域の示す | |

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。